
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 126 号》 5/13/2015

◎目次

- 1. 岩藤俊幸総領事着任挨拶
- 2. 平成 27 年度領事出張サービスのお知らせ
- 3. 海外に居住する百歳以上の高齢者調査について
- 4. 在外選挙人登録について
- 5. 日本関連文化事業のお知らせ
- 6. 平成 27 年春の外国人叙勲について
- 7. 休館日のお知らせ

=====

1. 岩藤俊幸総領事着任挨拶

=====

在シカゴ総領事として新たな任務に着きましたことを喜ばしく思っております。着任初日から多くの方々に温かい歓迎を受け、ここ米国中西部が第二の家となることは大変幸せに思います。

当館が管轄する全 10 州－イリノイ州，インディアナ州，アイオワ州，カンザス州，ミネソタ州，ミズーリ州，ネブラスカ州，ノース・ダコタ州，サウス・ダコタ州，ウィスコンシン州－全てを積極的に訪問したいと思っております。これまでに築き上げられた緊密な経済関係，文化協力，草の根協力を拡大し，深化させるためにさまざまなことを実施していきたいと考えております。地域のあらゆる方々と協力し，各地の日米協会，日系アメリカ人団体，ビジネス団体，教育機関ともネットワークを強化していく所存です。

中西部における日米関係はすでに深いものとなっています。3 万 3 千人以上の日本人が当館管轄 10 州にいらっしゃいます。約 1 千 3 百社の日本企業が進出しており，12 万 6 千人以上の現地雇用が創出されています。中西部の各地に移り住み，そこで成功し，さらに事業を拡大し，地域社会に貢献されています。

日本との相互の協力も盛んです。日本の初等・中等教育機関で語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）では，当館は米国で最大の参加者数を送り出しております。中西部で日本語を勉強している米国人もたくさんいます。また，この地域は日本独自の伝統文化と現代文化の両方が受け入れられており，毎年各地で開催される日本祭では何万という参加者が日本独自

の文化を体験し楽しんでおられます。

我々の友好関係はすでにこのように高いレベルまで到達しており、これもひとえに中西部各地の多くの関係者のご指導とご尽力の賜であり、心より感謝申し上げる次第です。

私事ですが、30年近く前、外務省に勤務して最初の海外赴任地がカリフォルニアでした。以降、公私併せて何度もアメリカを訪問しましたが、再び、今度はアメリカの中心部に勤務することになったのを嬉しく思っております。これから皆様と共に日本を中西部に、また中西部を日本に紹介し、さまざまな分野での関係強化に尽力していきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

在シカゴ日本国総領事 岩藤俊幸（いわどう としゆき）

=====

2. 平成27年度領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

5月27日（水） ミズーリ州セントルイス市（旅券仮申請受付期限：5月13日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_150527.pdf

6月10日（水） ミネソタ州ブルーミントン市（旅券仮申請受付期限：5月27日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mn_150610.pdf

6月12日（金） アイオワ州デモイン市（旅券仮申請受付期限：5月29日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_ia_150612.pdf

6月17日（水） インディアナ州インディアナポリス市（旅券仮申請受付期限：6月3日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_in_150617.pdf

6月24日（水） ミズーリ州カンザシティ市（旅券仮申請受付期限：6月10日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_150624.pdf

9月3日（木） ノースダコタ州ファーゴ市（旅券仮申請受付期限：8月20日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_nd_150903.pdf

9月5日（土） サウスダコタ州スーフォールズ市（旅券仮申請受付期限：8月21日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_sd_150905.pdf

また、今後実施予定の領事出張サービスは下記のとおりです。領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_ex

=====
3. 海外に居住する百歳以上の高齢者調査について
=====

日本国政府は、例年、老人の日の記念行事として、百歳以上の高齢者に対し、その長寿をお祝いするため、お祝い状及び記念品を贈呈しており、当館では、本年度においても、当館管轄地域に居住する日本人の方で、百歳以上の方（大正5年（1916年）3月31日以前に出生された方）を調査しております。

つきましては、上記に該当する高齢者をご存知の方は6月5日（金）までに、下記情報を当館領事班（電話：312-280-0400，Eメール：ryoji2@cg.mofa.go.jp）までご連絡願います。

（1）提供して頂く情報

- ・ 情報提供者の氏名、連絡先
- ・ 百歳以上の方の氏名（和文、ふりがな付き）
- ・ 百歳以上の方の生年月日
- ・ 百歳以上の方の性別
- ・ 百歳以上の方の本籍地
- ・ 百歳以上の方の現住所と電話番号

（2）後日提出頂く資料

日本国籍を証明し得る文書（戸籍謄（抄）本、旅券等）

=====
4. 在外選挙人登録について
=====

来年夏に参議院議員通常選挙が予定されていますが、在外選挙人名簿への登録申請はお済みでしょうか？

海外において在外選挙投票するためには、あらかじめお住まいの地域を管轄する在外公館を通じて、在外選挙人名簿への登録申請を行い、国内の市区町村選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受ける必要があります。在外選挙人登録にあたっては、日本国内の市区町村役場に転出届を提出していることが前提となります。在外公館で在外選挙人登録申請を行ってから、この在外選挙人証の交付までには、通常2～3か月程度かかりますので、まだ在外選挙人登録申請がお済みでない方は、お早めに当館領事窓口または領事出張サービス会場において登録申請をしてください。

なお、在外選挙人登録をしている方が、日本に帰国後、市区町村で転入届を提出してから4か月を経過した場合や日本国籍を失った場合は、在外選挙人名簿から登録抹消されますので、在外選挙投票を行うことはできません。また、短期間の日本滞在中に、市区町村役場で転入届を提

出した場合でも、同様に登録抹消されます。この場合、改めて在外選挙人登録申請が必要となりますので、ご注意ください。

在外選挙投票の際には、必ず在外選挙人証と写真付身分証明書が必要です。既に登録済みの方におかれては、来年の参議院議員通常選挙に備えて、在外選挙人証がお手元にあるかご確認ください。万が一、在外選挙人証を紛失した場合には、当館において、再発行申請の手続きを行う必要があります。在外選挙人証の再発行にも通常2~3ヶ月程度かかりますので、お早めに再発行申請手続きをしてください。

在外選挙に関する詳細につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_election_j.html

=====

5. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

(1) アニメ・コンベンション「Anime Central」

日時：2015年5月15日（金）～17日（日）

場所：Hyatt Regency O'Hare and Donald Stephens Convention Center

(5555 N. River Road, Rosemont, IL)

入場：有料（総領事館イベントへの追加料金・申込等は不要）

日本のアニメやマンガなどを集めた中西部最大規模のコンベンション。総領事館ブース(I-02)では鎧・兜の着衣体験ができる他、Panel Room 3で、16日（土）14時からJETプログラムの説明会、15時から新海誠監督の『言の葉の庭』（日本語・英語字幕・42分）の上映、17日（日）11時からウィスコンシン大学マディソン校のアダム・カーン教授による、アニメやマンガにみる日本社会について特別レクチャーを行います。アニメセントラルの入場料、その他のイベントスケジュールなどは以下のURLをご覧ください。

<http://www.acen.org/>

(2) アイオワ・アジアン・ヘリティジ・フェスティバル「CelebrAsian」

日時：2015年5月22日（金）14時～21時、23日（土）11時～22時

場所：Western Gateway Park (1000 Grand Ave, Des Moines, IA)

Iowa Asian Allianceが主催する、様々なアジアの国々、民族が独自の文化を披露するアジアの祭典。日本もアイオワ日米協会が中心となり、日本食、剣道、和太鼓、ソーラン節等のデモンストレーションを実施するとともに、ブースでは文化紹介、文化体験が出来ます。入場無料。以下のURLをご覧ください。

<http://www.iowaasianalliance.com/index.php/celebrasian-190>

(3) シカゴ在住日本人若手研究者による研究発表会

日時：2015年5月24日（日）13時～17時

場所：当館広報文化センターホール（737 North Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL）

シカゴ近郊の大学で研究している日本人研究者たちが、それぞれの専門分野の研究内容や成果をわかりやすく日本語で解説します。今回の発表テーマ（予定）は「整数論と幾何学」、「身近にある鉄・鋼 ～鉄を研究する～」, 「心臓 MRI の新しい技術開発」です。入場無料, 申込不要。以下の PDF をご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/jrcc_presentations_150524.pdf

（４）絵本読み聞かせの会

日時：2015年5月26日（火）10時半～13時

場所：当館広報文化センターホール（737 North Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL）

どなたでも親子でお気軽にご参加いただける、日本語絵本の読み聞かせの会です。好きな日本語の絵本を一冊お持ちください。入場無料, 申込不要。詳細は下記の PDF をご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/JIC/Weblettr/2015/may/img/may_reading_time.pdf

（５）春風コンサート・オペラ雪女

日時：2015年5月31日（日）15時～

場所：Sundin Music Hall, Hamline University（1531 Hewitt Ave., St. Paul, MN）

入場：大人\$20, 日米協会会員\$15, 学生\$10, 18才以下\$5

ミネソタ日米協会, 当館らの共催で、ミネソタ在住の日本人作曲家平林朝子氏によるオペラ『雪女』を初演します。今年は60周年を迎えるセントポール・長崎姉妹都市を記念する一連の行事の一環です。詳細は下記 URL をご覧ください。

<http://mn-japan.org/ja/2015/03/harukaze-yukionna-may-31-2015/>

=====

6. 平成27年春の外国人叙勲について

=====

ミリヤ・ハンソン前在ミネアポリス名誉総領事（元ミネソタ日米協会会長）が、日米間の交流促進及び友好親善に寄与したとして、旭日小綬章を受章されました。詳しくは下記リンクのプレスリリースをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/042915_MHanson_PR.pdf

=====

7. 休館日のお知らせ

=====

次回の当館休館日は以下のとおりです。

5月25日（月） Memorial Day

休館日には領事窓口，広報文化センター，電話での応対等，通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には，発給まで時間を要しますので，現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお，事件・事故に巻き込まれた方，その他緊急の用件のある方は，当館代表電話（312-280-0400）に電話し，音声に従って操作して頂きますと，緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は，1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう，米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では，テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様様に直ちに情報の提供ができるよう，在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所，電話番号，メールアドレス，家族構成等）に変更があったものの，未だ当館へ変更届を提出していない方は，氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上，変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと，在留状況等を確認することができず，緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので，必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので，日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
